

日本経済学会春・秋季大会における報告・討論資料作成上の注意点

日本経済学会

今大会は、既にご案内のように、対面方式で開催されます。大会で利用する報告・討論資料を作成するにあたり、報告者と討論者のみなさま（以下では、発表者という。）には、引用に関するルールをご確認いただくことをお願いします。

その際に注意が必要なのは、学術論文において一般的に行われている「引用」のルールと著作権法上の引用には違いがあるという点です。そして発表者は、報告・討論資料を作成するにあたって、その双方のルールを守る必要があります。

以下ではそのための注意点を簡潔に紹介します。

1. 学術論文における引用とは

私たちが論文を書く際には、既存研究との関係を適切に説明することが必要になります。その際には、文章中で「〇〇（2021）では、・・・」といった形で**既存研究を自分の言葉で紹介**することが一般的です。これを私たちは**論文の引用**であると認識しています。また論文の最後に参考文献リストの節を置いて、そこに著者名、発表年、論文題名、掲載雑誌名、ページ番号などの情報をまとめておくことになります（または脚注に明記するスタイルもあります）。

しかしこれは**著作権法上の引用とは異なります**。法律上の引用とは、以下で説明するように、著作物から文章や図表などの内容をそのままの形で掲載することだからです。

学術論文を作成する上では、既存研究により既に分かっていることと、自身の研究で得られた新たな知見とを明確に区分することが求められます。他人のアイデアを自分のもののよう表現をすることは**研究倫理上の問題**となります。また関連する先行研究を適切に「引用」していないこともルール違反です。

それでは学術論文における先行研究の引用とは異なる著作権法上の引用ルールとはどのようなもののでしょうか。繰り返しになりますが、著作権法上の引用ルールを遵守していれば、学術論文における先行研究の引用のルールを遵守しなくてもよいということではなく、**両方とも遵守しなければならないことには注意してください**。

2. 著作権法における著作物の引用とは

2-1. 著作物とは

著作権法では、そもそも著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」とされています。したがって**歴史的事実や単なるデータなどは著作物にはなりません**。「思想又は感情」を表現したものとは言えないからです。また**アイデア自体も著作物ではありません**。表現したものではないためです。

これに対して、他人の書いた論文の文章や図表は、著作物に該当し、法による保護の対象となることが多いです。誰が書いても内容が同様にならざるを得ない表現やありふれた表現については、「創作的」な表現ではないとして、著作物には当たらないと判断されることがあります。もっとも、素人がスマートフォンのカメラで撮った写真、子供が書いた落書き、SNS の 140 字以内の書き込みなども、（プロが作ったかどうかや巧拙は関係なく）個性が表れていれば「創作的」な表現として著作物に当たります。

ある表現が著作物に当たるかどうかの判断は最終的には裁判所において行われるものであり、法律専門家でも意見が分かれる難しい問題です。そのため、**他人の書いた論文の文章や図表については、著作物であると考えておくべき**であり、掲載に当たっては以下に述べる著作権法上のルール（許諾を得る、または適切に引用する）を遵守する必要があります。

著作物を創作した人を著作者といいます。また、著作権は、著作物を創作した時点で自動的に発生し、権利を得るために登録するなどの手続は不要です。権利の保護期間は、原則として、著作者の生存中と死後 70 年間です。

2-2. 著作物の利用とは

他人が書いた文章や図表を論文中にそのまま掲載する行為、他人が作成した図表をスクリーンに投影する行為、書籍の翻訳を作成して販売する行為、他人の書いた論文をインターネット上にアップロードする行為、他人の書いた図表を含む資料をオンライン会議で配信する行為などの著作物の利用については、**原則として著作権者の許諾が必要となります**。この許諾を得るというのは、著作権者に連絡をとって直接的に許可を得たり契約を結んだりするだけでなく、日本音楽著作権協会（JASRAC）や学術著作権協会（JAC）などの著作権を管理する団体との間で契約をする場合もあります。また、著作者が他人に対して著作権を譲渡している場合など著作者と著作権者が異なる場合もありますので注意が必要です。

なお、単に購入した本を読む、CD に記録された音楽を聴くといった著作物を視聴する行為については、著作権が及ぶ利用とは定められていないため、読書や視聴の都度著作権者の許諾を得る必要はありません。

2-3. 著作物を利用する場合

報告・討論資料を作成するにあたり注意が必要なのは、他人が書いた文章や作成した図表を自分の資料で利用する行為が著作権の侵害になるかという点です。

すでに述べたように、他人の著作物を利用する場合には原則として許諾が必要です。しかし、著作権法には、その権利を制限する規定があり、著作権者の許諾を得ることなく、自由に利用できる例外的な場合が定められています。報告・討論資料作成に当たっては、引用の規定の適用が問題となり、引用に当たる場合には**著作権者の許諾なく自由に利用できます**。

つまり、学会での報告・討論資料の作成に当たり、著作物である他人の書いた論文の文章や図表をそのままの形で利用する行為は、著作権者の許諾を得ている場合か著作権法で認められた引用にあたる場合しか利用できないと考えておいた方がよいでしょう。

2-4. 著作物の引用

著作権法上の引用の要件を満たしている場合には、著作権者からの許諾を得ることなく著作物を利用できます。著作権法第 32 条第 1 項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と定めています。条文上の要件を分解しつつ、考慮要素をあげますと、以下のとおりです。

- ①公表された著作物であること
- ②引用して利用すること
 - ・引用する側の表現と引用される著作物が明瞭に区別されていること
 - ・引用する側の表現が主で、引用される著作物が従という関係（主従関係）があること
- ③公正な慣行に合致するものであること
 - ・出所の明示がされていること
- ④報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること
 - ・引用の必要性があること
 - ・著作物の内容やタイトルを勝手に改変しないこと

①公表された著作物であること

引用の対象が**公表された著作物であること**が必要です。例えば、私的な研究会で配布された資料などは、著作者の許可なく利用できません。公表された著作物であるとは言えないからです。他方で、公刊されている論文などは、一般的には著作権者の許諾を得て公刊されていますので、公表された著作物に当たります。

②引用して利用すること

まず、著作権法上の「引用」という形式に当たるためには、**引用する側の表現と引用される著作物が明瞭に区別されていること**が必要です。文章であれば、カギ括弧をして記載する方法や字下げ、四角囲みをするという方法、図表であれば、掲載した上で出所を示すという方法をしておけば、基本的には明瞭に区別されると考えてよいでしょう。

また、**引用する側の表現が主で、引用される著作物が従という関係（主従関係）があることも**必要です。主従関係とは、本文が内容面でも分量でも主となっていて引用する部分が従となっていることを意味します。典型的には、自らの批評の対象として利用する、また自らの意見の説明の補助として利用する場合には主従関係が認められ

ます。例えば他人の文章を長く掲載して、そこに「自分も同意見である」とだけ書くのでは、引用部分が主になっていて不適切でしょう。他方で、自分の見解をきちんと書いた上で、他人の文章を掲載して「〇〇も同意見である」などと言及する形であれば、自分の表現が主であると判断される可能性が高いです。

③公正な慣行に合致するものであること

公正な慣行に合致するためには、**出所を明示すること**が求められます。出所の明示については、書籍や学術論文などを引用する場合には、著者名だけでなく書籍や雑誌名、発行年、掲載ページなどの記載が必要となります。また図表を引用する場合には、その図表の下などにわかりやすく出所を書くことが求められます。

④報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること

引用の目的上正当な範囲内で行われるといえるためには、**引用の必要性があること**が求められます。例えば、先行研究で用いられている図表を自分の主張を補強するために、または批判的に検討するために利用することには必要性があります。そして主張の具体例を示すために利用する場合にも必要性があるでしょう。しかし、発表内容とは関係のないイラストを報告・討論資料に掲載することには必要性が認められません。

また、**量と質の観点でも必要最小限であること**が求められます。文章であれば、自らの表現に関係しない箇所まで掲載をするのは、必要性が認められません。写真などの画像であれば、あまりに大きく高画質な画像を掲載すると、独立して鑑賞の対象となる程度の大きさであるとして、必要性が認められません。

そして、**著作物の内容やタイトルについて勝手に改変をした場合**にも正当な範囲内を超えると判断される可能性があります。この点に関連して、著作者には自分の意思に反して勝手に改変されない権利である**同一性保持権があります**。したがって、改変する場合には、原則として著作者の許諾を得る必要があります。著作権法第20条第2項第4号では、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」については改変を受けない権利を適用しないとされていますが、裁判例では、送り仮名を無断で修正したことについて、やむを得ない改変に当たらないとして同一性保持権侵害を認めた例も存在しますので、やむを得ない改変に当たるのはかなり限定的な場合と考えた方がよいでしょう。このように勝手な改変については、同一性保持権侵害にも当たる可能性がありますし、引用の要件も満たさないと判断される可能性がありますので、避けるようにしましょう。

2-5. 外国の著作物の場合

英語論文など**外国の文献**を引用する場合についても、**基本的なルールは変わりません**。日本は著作権に関する複数の国際条約に加盟しており、世界の大半の国（例えば、1886年に創設されたベルヌ条約の加盟国または締結国・地域数は2021年3月末時点

で 179) の国民が創作した著作物は、日本国内でも日本の法律により保護されています。

このように外国で出版された書籍や論文なども日本の著作権法で保護されていますが、それらを日本国内の学会で利用する論文や報告・討論資料において（著作権法の意味で）引用する場合には、日本の著作権法を守っていれば問題はありません。

なお、前節で著作物の内容やタイトルは原則として権利者の許諾なく改変できないと説明しました。しかし、**引用のために翻訳を行うことは著作権法第 47 条の 6**により許されています。この場合には、筆者翻訳などと必ず翻訳したものであることを明記する必要があります。

3. 報告・討論資料を作成する際の注意点

以上を踏まえて、報告・討論資料において他人の著作物を利用する場合には、法律上の引用の条件を満たしていることを十分に確認するか、または権利者からの許諾を受けてください。

より具体的には、以下のような点に注意する必要があります。

- 論文を書く際に、先行研究の主張をまとめて解説することや結果の比較をすることなどは、文章をそのまま利用することではないので著作物の利用にはあらず、可能です。ただし、その際には、著者名、出版年、論文題名、掲載雑誌名、ページ番号などの情報を参考文献欄に明記することは、研究倫理上不可欠となります。
- 他人の文章を（そのまま掲載するという著作権法の意味での）引用をする場合には、それが公表されている著作物であり、引用部分が明確に区別されていること、引用している部分はあくまで主従で言えば従であり、自らの執筆している内容が主であることが必要です。また、その文章を引用することの必要性があり、分量が必要最小限であることを確認してください。その上で出所の明示をしていれば問題はないでしょう。
- 討論者が討論資料を作成する際には、報告論文の内容や貢献を説明することを目的として、その論文の文章や図表を利用することがあるでしょう。このとき論文が公表前のものであれば、著作権法上の引用という形では報告論文の表現等を利用することができません。しかし論文の著者に対して、学会報告を申し込むにあたって「討論に必要な範囲で討論者が報告論文を利用することを許諾する」ことを条件としていますので、討論者が文章や図表の利用について個別に許諾を得る必要はありません。ただし「討論に必要な範囲」において許諾を受けていることには注意してください。例えば、公表前の論文の文章や図表を著作者の許諾を受けることなく討論者が SNS 上で公表するような行為はやめましょう。
- 写真やイラスト、図表を引用する場合には、必要性があるのかを確認する必要があります。特に他人が著作権を持つ写真や映像を利用する場合には、それが引用にあたるのかを注意して、不明確な場合は利用をやめるか、または権利者から許諾を取るようにしてください。

- 既存の図表を改変する場合には、許諾を取るか、または必要なデータ等が公開されている場合には新たに作成した方が良いこともあります。
- 建築物の写真を自分で撮影した場合には、著作権法第 46 条により、その建築物に著作物としての権利があったとしても報告・討論資料に掲載することができます。ただしその建物の敷地内に立ち入って写真を撮影することは、著作権の問題ではなく、敷地を管理する権利との関係で問題になることがあります。特に、明示的に写真撮影禁止とされている場合には、許諾を得ずに敷地内で写真を撮ることはやめましょう。
- 他人の著作物を著作権者から許諾を取って利用する場合には、論文本体に利用すること、報告資料に掲載することについてのみでなく、学会報告における利用についても許諾を得ておく必要があります。
- 「著作権フリー」と謳われているイラストであっても、利用する目的や量によっては有料とされている場合もあります。必ず著作権者の許諾条件や利用規約を確認してください。

4. その他の注意事項（肖像権とパブリシティー権）

ここからは著作権の話ではありませんが、他人が写った写真や動画を使うときには、**肖像権にも注意**する必要があります。人が写った写真を使う場合には、本人の許可を得るか、本人が特定できないように加工を加えることが考えられます。

また**芸能人などの有名な人物の氏名や画像**などを使う場合には、その人の氏名や画像が生み出す経済的な利益を排他的に利用する権利（パブリシティー権）を侵害しないかに注意する必要があります。

5. さいごに

学会発表における報告・討論資料の著作権は、その資料を作成した発表者に帰属します。また当該資料が第三者の権利を侵害している場合、発表者が一切の責任を負うことになります。

著作権に関する考え方やルールについて知りたい場合には、文化庁著作権課が公表している『著作権テキスト ～初めて学ぶ人のために～ 令和3年度』をご覧ください。くことをお勧めします。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93246001_01.pdf

以上